
○議長（筱岡貞郎）休憩前に引き続き会議を開きます。

山本徹議員。

〔35番山本 徹議員登壇〕

○35番（山本 徹）私からも川上先輩の御冥福を心からお祈り申し上げます。

通告に従いまして、早速質問に入りたいと思います。

富山県の人口は、いよいよ100万人を割り込んでまいりました。担い手不足、人手不足の現状は各方面に暗い影を落としているところであります。また、少子化、東京一極集中、こうしたことに歯止めがかからず、将来に対する不安が拭えないでいるところであります。

そうした中、令和7年人口動態統計では、本県の出生数が平成27年以来10年ぶりに増加いたしましたし、婚姻件数につきましても2年連続で増加するなど、とても明るいデータが公表されました。依然、厳しい状況でありますけれども、一定の成果を上げられましたことにつきまして評価したいと思います。

この要因をしっかりと分析し、これまでの施策を評価、検証した上で、今後の人口減少対策に反映させていくべきと考えますが、新田知事の所見をお聞きしたいと思います。

先月末、健康保険法改正案が成立いたしまして、令和10年までに出産費用に医療保険が適用されることとなりました。

出産に当たりましては、今現在、出産一時金50万円が支給されることになっております。富山県の平均的な出産費用は40万円ほどなので、10万円浮くことになります。これがとても大事なわけござ

います。一方、東京で産むということになりますと、平均は80万円、100万円を超えるところも決して珍しいことではありません。そうなので、親元へ帰って産む里帰り出産ということが結構ありますと、種部議員からお聞きいたしました。

里帰り出産は、親元で産むことで心理的なストレスが軽減されますし、親御さんや故郷の友達などに祝福してもらえる。そのことでまた、ふるさとへの愛着が湧くなど、地方側にメリットが大変大きいように思います。しかし、医療保険が適用されることになれば、出産費全国一律になるわけであります。本県にありましては、10万円のプラス効果がなくなってしまうですし、里帰り出産のお得感もなくなります。

我が国の分娩は、病院が54%、診療所が45%、合わせて99%を医療機関が担っていきまして、世界トップクラスの安定した周産期医療を提供しているわけでございます。しかし、出産数の減少、物価高、人件費高騰もありまして、産科診療所の経営は危機的な状況でございます。現状、60%の診療所が赤字であるとのデータもございます。日本産婦人科医会は、分娩の一次施設が引き続き頑張ろうと思える制度設計が絶対に必要、失敗は許されないとの指摘をしています。

このたびの制度改正によって、本県にどのような影響が想定されるのか、滑川厚生部長の所見をお聞きいたします。

第1子を出産した際の孤立感や、産後うつに近い状態を経験されました女性は、もうあのような経験はしたくないと次の出産をちゅうちょいたします。第1子出産後のケアを丁寧に行うことが大切だと思います。

産後ケアによって、まずは2週間ほど母体をしっかり回復いたし

ます。その間、母親だけでなく、父親も専門家から授乳や育児の指導を受ける、そうすることで、産後うつや虐待リスクが軽減されるだけでなく、夫婦相互の理解と協力による育児体制が整うことになります。第1子の出産、その後のケア、周産期の子育て、それが周囲の協力の下、順調に進められれば、もう1人産んでみようかと前向きになれるのではないのでしょうか。

本県でも、宿泊型10施設、通所型19施設で産後ケア事業を実施しています。ですが、本気で出生数を増やそうとするならば、産後ケアを特別な困り事がある人が使うサービスではなく、出産した全ての母親、父親が標準的に享受できる社会インフラへと拡大することが重要だと考えます。産後ケアが、社会の標準的なサービスとして定着すれば、出産しても孤立しないという安心感が生まれます。この安心感が、婚姻数や出生数を押し上げていくと思いますし、住みやすい、産み育てやすい富山のいいイメージをつくっていくと考えます。

先日、産後ケアの専門チーム「エール」の皆様方にお話をお聞かせいただきました。出産後、気がついたら身も心もぼろぼろの被害者意識でいっぱいになってしまっているママたち。孤立し、声を上げることもできないで子育てと格闘するママたち。そんなママたちのことを人ごととは思えず、どうにかして肉体的、精神的な自立をサポートしたいと、産後指導士の資格を取り、日夜奮闘されておられます。しかし、出産が母体にもたらす大きな影響、身体的、精神的影響について社会的認識が希薄であり、そのため産後ケアに対する意識も高まらず、したがって、行政の支援も思うように得られない。エールの皆さんの活動は今、足踏み状態にあります。とても残

念であります。

富山県として、こうした有志の皆様の力を借りながら、これを支援し、出産した全ての家族が何らかの形で産後ケアを受けられる体制を整えていくべきと考えますが、現在の支援内容と今後の取組方針について、式庄こども家庭支援監にお聞きいたします。

韓国の合計特殊出生率は、前年の0.72から0.80へと2年連続で上昇いたしました。出生数も2年連続で増加、直近の本年第1四半期には、前年同期比14.8%と急増していて、同四半期の出生率は0.95まで急伸してきています。合計特殊出生率、世界最悪の0.72を記録してから、危機感を持って取り組んできた結果と言えると思います。

韓国の出産費用は、正常分娩、帝王切開ともに、本人の負担率は原則として0から5%と極めて低く抑えられています。韓国が、出生率反転を成し遂げた最大のエンジンは、出産直後に、国、自治体、企業から重層的に支払われる一時金手当などの圧倒的なボリュームだと思われます。子供が生まれると、第1子に日本円で22万円、第2子以降には33万円の現金が即座に支給され、使い道は自由です。さらに、各地方自治体が独自の祝い金を上乗せしてしまして、中には第1子から55万円、第3子には110万円以上を支給する自治体も珍しくありません。政府が、企業が出産祝い金を出す際、非課税にすると決めたことで、約100万円から1,100万円までの祝い金を支給する企業も出てまいりました。

結局、お金なのかと考えると大変寂しい気もいたしますけれども、韓国政府の本気を国民が受け止めたとも言えるのではないのでしょうか。少子化対策は、やはり国策で行われるべき問題だと思います。まずは、国が本気を出していただきたい。地方から、そのことを国

に働きかけてほしい。それでも、国がやらないのなら、富山県自分でやるしかないのではないのでしょうか。

安心して、出産、子育てができる環境づくりに向けて、国とも連携し、経済的負担のさらなる軽減など、出産・子育て支援を抜本的に強化すべきと考えますが、新田知事の所見をお聞きいたします。

本県の社会動態は7年連続で減少しています。

市町村が、それぞれ取組をされ、実績の上がっているところもあります。県外からの転入がプラスになっているところもございます。しかし、県全体で見ると社会減になっている。

また、令和4年からは、外国人の社会動態が増加しておりまして、令和7年ではプラス2,143人となっていて、県外からの転入者に占める外国人の割合は36.9%まで上っています。この点は、しっかり踏まえておく必要があると思います。

20歳から39歳までの男女の人口は、男性を100とすると、女性は86、ちなみに、石川県は男性100に対し、女性91となっています。

若い方々、特に女性の県外転出を止め、何とか富山県に来ていただく、そのことにしっかり取り組んでいただきたい。川津知事政策局長にお聞きいたします。

富山県の人口ピラミッド、インターネット検索をかけていただければすぐに出てくるとは思いますけれども、ピラミッドとは程遠い、釣鐘型も通り越えて、もはやこまのような形になってきています。

第1次ベビーブームの山、第2次ベビーブームの山は容易に見てとれますけれども、よく見ますと、この20歳のところにもう一つ小さな山ができています。私は、希望の丘だと思っています。

本県の平均初婚年齢は、男性が30.3歳、女性が29.1歳、これから

10年くらいが勝負どころだと思います。もう後がないという危機感を持って、婚姻増、出産増に結びつけていく政策を進め、この希望の丘が次なる希望の丘につながっていくよう、あらゆる努力をすべきではないでしょうか。

そのことを申し上げまして、質問の第1を終わりたいと思います。

○議長（筱岡貞郎）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）山本徹議員の御質問にお答えします。

まず、人口減少対策についての御質問にお答えします。

令和7年人口動態統計の概数によると、本県の出生数は、平成27年以来10年ぶりに増加し、婚姻件数も2年連続の増加となりました。僅かではありますが、出生数、婚姻件数がともに前年より増加したことは喜ばしい結果であると受け止めております。

県としては、婚姻数の中長期的な減少傾向の中、若年人口が急激に減少する2030年代に突入する前に、直接的な出会い、結婚を支援する戦略として、本議会での御提案も踏まえて、まずマリッジサポートセンター a d o o r の若年層の会費無料化に踏み込むとともに、県内企業などの従業員向け出会い応援アプリ「T O Y A M A g o e n」を導入しました。また、大規模な恋活イベント「とやま恋さんぽ」の開催など、出会いや結婚を希望する方へのおせっかいと、役所が何をやっているのだと思われてもおかしくないような直接的な後押しに積極的に取り組んでいます。

取組からまだ3年余りのため、この戦略の効果が出ているとするのは時期尚早かもしれませんが、9月には、国から今回の確定値とともに、より詳細なデータが公表される見込みであり、本県の出生

数及び婚姻件数について、全国の動向や時系列、市町村別などの観点から分析し、今後の取組がより実効的な対策となるように活用してまいります。

若い世代が、将来に希望を抱き、出会いや結婚、出産、子育てなどの希望がかなうよう、今後も、市町村、企業、県民の皆さんと連携し、本県がいち早く少子化から脱却する気概で取り組んでまいります。

次に、出産・子育て支援についての御質問にお答えします。

安心して出産、子育てができる環境づくりは、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細やかに行う地方単独事業、この両方が組み合わせられることで効果的になるものと考えています。

このため、これまでも、国に対し県の重要要望や全国知事会などを通じて、地域間格差が生じないよう、全国一律の包括的な仕組みづくりや、財政的支援を強く要望してまいりました。あわせて、県独自の支援として、私が知事に就任後、市町村の協力も得ながら様々な事業に取り組んでおり、例えば子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、子育て支援ポイント制度事業の実施、また第3子以降の保育料の完全無償化、こども医療費助成の拡充、そして出産、子育て環境の一層の充実を図るため、プレ妊活健診の費用助成や、産前産後ヘルパー派遣の拡充などに取り組んでまいりました。さらに、今年度からは、病児・病後児保育の全県域での受入れを開始しました。

知事に就任したときより、希望する誰もが安心して子供を産み育てることができ、子育てに喜びを実感できる子育て環境日本一を目指してまいりました。こどもまんなか社会の実現に向け、今後もあ

らゆるこども・子育て施策を強力に推進していきたいと考えています。

そのため、引き続き国に対して強く働きかけを行うとともに、県としても、安心して出産、子育てができる環境をさらによくしていくために、現在の施策のブラッシュアップを図りつつ、新たな取組などの実施についても検討を進めてまいりたいと考えています。

1 問目、私から以上です。

○議長（筱岡貞郎）滑川厚生部長。

〔滑川哲宏厚生部長登壇〕

○厚生部長（滑川哲宏）私からは、出産費用への医療保険適用に関する御質問についてお答えいたします。

出産費用は、現在、出産育児一時金、原則50万円ですけれども、これが保険者から被保険者に支給されておりますけれども、御紹介ありましたとおり今般の健康保険法の改正によりまして、令和10年度までに出産費用に公的医療保険が適用されることとなりまして、標準的とされる費用の10割全部が保険者から医療機関へ直接支給される仕組みになります。

出産費用につきまして、議員から御紹介ありましたけれども、正常分娩の平均の出産費用につきましては、厚生労働省のデータによりますと、令和6年度の全国平均が約52万円、本県の平均が約51万6,000円となっておりまして、いずれにしても一定の負担軽減効果が期待できるということでございます。その一方で、これまで出産費用は公定価格がなく、それぞれの医療機関が個々に設定しておりましたことから、今後議論される保険給付の水準によっては、医療機関の収益構造に影響を与えることも想定されるところでございま

す。

なお、議員から御指摘のありました里帰り出産につきましては、地方の出産費用が大都市より比較的安価であるといった事情もさりながら、自身が生まれ育った安心できる環境の中で、親族のサポートや助言などによって、出産にかかる大きな身体的、精神的な負担を和らげて、出産や初期育児に専念できることなど、様々な背景があるものと考えられるところでございます。

県といたしましては、今後、国において議論されます保険給付の水準、この設定を注視してまいりますとともに、産科医療機関の縮小や撤退など、急激な変化によって地域の医療提供体制に混乱が生じることのないよう、医療機関や医師会、市町村、こういった関係者とも連携しながら、安心して出産できる周産期医療体制の確保に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎）式庄こども家庭支援監。

〔式庄寿人こども家庭支援監登壇〕

○こども家庭支援監（式庄寿人）私からは、産後ケアについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、出生数の増加を図るためには、安心して出産、子育てのできる環境づくりが必要でございまして、そのためには、出産後のお母さんの心身回復を促し、育児の不安を和らげる有効なサポートでもあります産後ケアの充実が大切だと考えております。また、現在、母子保健法におきましては、産後ケア事業の対象者は、産後に心身の不調または育児不安等がある方から、支援を必要とする全ての方が利用できる事業であることが明確化されている

ところでございます。

こうした中、県では、産後ケア実施施設の確保を望む市町村と、受入先となる県内産科医療機関等との調整を図り、全圏域におきまして、宿泊型の産後ケアサービスを実現したほか、昨年7月から県立中央病院での産後ケアを開始いたしまして、精神疾患や産後うつなど特に支援の必要性の高い出産前後のお母さんを全圏域から受け入れる体制を整備したところであります。また、産前産後ヘルパー事業によりまして、家事・育児の負担軽減を望む御家庭にヘルパーを派遣して、産前産後の身体や環境の急激な変化による負担軽減を図るなど、市町村からの御意見や利用者ニーズを踏まえたサービスの提供に努めております。

このほか、これまでも市町村におきまして、生後4か月までの乳児のいる全ての御家庭を訪問して、様々な不安や悩みを伺い、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行うとともに、支援が必要な御家庭に対しては、子育て支援に関する情報提供等を行い、産後ケアなど、適切なサービスの提供につなげております。県においても、支援に関わる市町村の保健師を対象とした研修や、事例検討会の開催などによる御支援を行っております。

今後とも、市町村と連携しながら、産後ケアの充実をはじめとした、出産、子育ての環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）川津知事政策局長。

〔川津鉄三知事政策局長登壇〕

○知事政策局長（川津鉄三）私からは、社会動態の状況と対策についての御質問にお答えいたします。

県の人口移動調査によりますと、昨年本県からの転出者は、転入者を116人上回り、7年連続の転出超過となりました。市町村別では、富山市、高岡市をはじめとする6市町村で転入超過、9の市町で転出超過となっております。また、ボリュームゾーンであります若年層、15歳から34歳ですと県外への転出超過数は723人で、男性が58人に対しまして、女性は665人となっております。これは、進学、就職による県外への転出数が、県内への転入数を上回っている、このことが要因であると考えております。

そして、議員からも御紹介ありましたように、外国人も年々増えていることも、この調査から見えます。

このため、新たな総合計画におきましては、人口減少対策を最重要課題に位置づけまして、若い世代が希望する将来展望を描ける環境をつくるとともに、地域経済を活性化し、国内外から人材を呼び込み、富山の日常にある幸せと上質な暮らしの魅力を発信し、働きたい、関わりたい、住みたい、選ばれる富山県を目指すこととしております。

そのため、若い世代が自分の将来について、主体的に考える機会の創出に努めるとともに、若者、特に女性から選ばれる産業の育成、雇用環境の整備、起業に挑む若者への支援、本県の食、自然を生かしたすしブランディングの推進、インバウンド・高付加価値旅行者の誘客促進、富山県立大学に情報工学部、大学院情報工学研究科を開設するなど、魅力ある教育の場の提供などに取り組んでおります。

さらに、今年度は、若い女性に大変人気があります東京ガールズコレクション富山2026が本県で開催されますので、そうした場も活用しながら、県内外の若者、特に女性をターゲットに本県の魅力を

積極的に発信したいと考えております。

議員御指摘のとおり、人口ピラミッドを見ますと、今が本当に頑張るところだと思いますので、若者、そして女性に選ばれる県となりますよう、関係部局連携の下、施策の相乗効果を高めまして、転出超過対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（筱岡貞郎） 山本徹議員。

〔35番山本 徹議員登壇〕

○35番（山本 徹） 続きまして、安全・安心な社会づくりについて4問質問したいと思います。

昨年8月6日から、1時間雨量53ミリを超えます大雨が降りました。高岡市内でも広い範囲で浸水、冠水被害があったところでございます。県西部を流れます小矢部川が、昨年の豪雨では危険水位に達しまして、こうした被害を誘引いたしました。

小矢部川には、多くの準用河川や排水路、農業用水が流れ込んでおりまして、そのため樋管、水門もたくさんございます。大雨災害が想定されますと、管理者から水門の操作を委嘱されている地元の方にあらかじめ連絡が入ります。いよいよとなりますと、それぞれの観測所の様子や諸情報を勘案いたしまして、本川から逆流しそうだとも最終的に判断すると、水門を閉じるように連絡が行くこととなっております。問題は、この管理者がばらばらなことであります。国管理、市の管理、土地改良区、その他様々でございます。

昨年のケースですけれども、雨がやんだ8月8日は朝から快晴でございました。しかし、通行止めされました道路の冠水は一向に引いていかず、午後に入っても通行止めのまま。小矢部川に隣接する

工場団地では、むしろ浸水域が徐々に拡大していて、あわや工場内に浸水するのではないかといいるところまで来ました。各水門が閉じたままであったからでございます。当時、石川県境ではまだ降り続けているので、警戒の必要があるからということでございました。

しかし、小矢部川に余裕があるのであれば、水門を開いて、いち早く浸水、冠水の状況を回避すべきだったと思います。これについては誰が判断すべきことなのでしょう。今のところ、それぞれの管理者が水門の開け閉めを判断している状態です。今後は、流域治水の体制を強化し、河川管理者が全体について適切なコントロールを行うべきだと考えます。

河川の洪水対策として、河川管理者が閉めるときも開けるときも、全ての水門について一元管理できるような体制を構築すべきと考えますが、川上土木部長の所見をお聞きいたします。

続きまして、脳脊髄液減少症について質問いたします。

脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツなどで体に強い衝撃を受けたとき、髄液が漏れ出し、頭痛や目まい、倦怠感などを引き起こす病気であります。脳脊髄液漏出症とも言います。昨年、この症例に効果的な治療であるブラッドパッチ療法に係る診療報酬改定が行われました。

現在のところ、専門医の不足や画像診断の難しさにより、判断基準の確立や一般的な認知度の向上が大きな課題となっています。脳脊髄液減少症と診断されず、原因が不明のまま、怠け病なのではないのと陰口をたたかれ、つらい思いをされた患者さんが多数おられるとお聞きします。

学会冊子によりますと、その症状は起立性調節障害と類似する点

も多く、本疾患の診断までには至らない場合もあるとしています。脳脊髄液漏出症と新たに診断された児童のうちで、全体の65%に当たる児童が起立性調節障害との診断を受けていましたが、脳脊髄液漏出症に対する治療によって、そのうち約86%で効果が上がり、19例のうち17例は、学校に登校できるまで改善したということでもあります。文中、児童とございましたが、子供のうちは僅かな衝撃で発症することもあるとのこと、不登校児の中にも脳脊髄液減少症が見られるとの記述もございます。

富山県においても脳脊髄液減少症という病気があること、それには治療法があること、富山県内でも治療が受けられること、こうしたことを周知啓発することや、相談できる体制を整えることが必要だと思いますが、滑川厚生部長の見解をお聞きします。

次に、自殺者についてお聞きします。

全国的に、自殺者数はここ数年、減少傾向にある一方で、若い世代の自殺者数が高止まりしています。高市総理は、9日のこども政策推進会議の中で、子供、若者の自殺は重く受け止められるべき深刻な課題だとし、S O Sを発している子供たちが、現場で確実に支援につながる体制整備について述べられました。

富山県の40歳未満の自殺者数は、ここ数年、減少傾向にあり、全国の状況とは異なっております。本県の取組が功を奏していると思われれます。関係者の皆さんに感謝申し上げたいと思いますし、一層の御尽力を期待したいと思います。自殺者が少ないことや、学生時代伸び伸びと生活ができることは、住みよさ、ウェルビーイングの証明であり、本県の大きな魅力となり得ます。

また、S N S が若者の自殺を助長しているのではないか、そうい

う指摘もあります。総務省は、現在、SNSにおける青少年の保護と誹謗中傷対策を強化するため、事業者に対して、年齢確認の厳格化や安全対策を求める方針を進めています。一方で、欧米のような強い法規制については、慎重な姿勢を見せているところでもあります。

SNSから、若年層が受ける影響について、十分注視しながら対策を講じていかなければならないと思いますが、今後の対策強化につきまして、新田知事にお聞きいたします。

いじめの早期発見や支援に向けまして、教育委員会では、富山県版SOSの出し方に関する教育プログラムを作成し、今年度から運用を開始されました。

その特徴と、各学校での普及に向けた取組につきまして、広島教育長に見解をお聞きいたします。

○議長（筱岡貞郎）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）若い世代の自殺対策についての御質問にお答えします。

若い世代の自殺の要因については、自殺対策白書によると、原因、動機が不詳である割合が高く、家庭や健康、学校など多様かつ複合的な原因や、背景が複雑に絡み合っているとされています。

そのため、その対策については、自殺の危険性が高い子供や若者の早期発見、発生を回避するための対処、継続的かつ伴走的な支援などに社会全体で取り組む必要があるということです。

このため、県教育委員会では、SOSの出し方に関する教育プログラムの実施や、スクールカウンセラーの配置などを行っています。

また、子供や若者からの相談についても、24時間365日開設しております富山県こころの電話、こども総合サポートプラザ内のこども・若者総合相談センター、あるいは総合教育センター教育相談窓口などにおいて、きめ細かく連携対応しています。さらに、民間団体が行う自殺対策への支援、生きづらさを抱えた若者などの居場所となるカフェの開設などのほか、SNSの安全利用やトラブル防止についても、リーフレット配布や講習会を通じ、啓発に取り組んでいます。

本年4月に施行された改正自殺対策基本法においては、子供に係る自殺防止の強化が示されており、今後は、より一層、自治体や学校、警察、医療機関などが連携を深め、自殺の発生を回避する体制の整備に取り組む必要があると考えます。

今後とも、誰もが自殺に追い込まれることのない富山県の実現を目指して、適時適切な支援や効果的な対策に努めてまいります。

私から以上です。

○議長（筱岡貞郎）川上土木部長。

〔川上孝裕土木部長登壇〕

○土木部長（川上孝裕）私からは、河川の洪水対策についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、昨年8月の大雨では、小矢部川の水位が上昇したことから、合流する支川や排水路への逆流を防ぐため、国、県、高岡市がそれぞれの管理水門等の操作を行いましたが、結果として内水による浸水被害が相次ぎました。

これらの水門の洪水時の開閉判断につきましては、県が管理する施設の場合、例えば高岡土木センターでは、水位の状況等を操作員

と共に現地で確認の上、本川から支川等への逆流の始まりを見極めて、水門を閉めるなどの決定をしているところでございます。

この水門など、河川ゲートの操作につきましては、全国的にも操作員の高齢化に伴う担い手不足、また近年の降雨の激甚化に伴う急激な水位上昇により、現地への到着が間に合わない場合や、現地での操作を安全に行えない場合などへの対応が課題となっております。

国の社会資本整備審議会では、令和4年に河川機械設備のあり方についての答申がなされました。この答申では、操作が必要な水門などの施設に対しては、危機管理対策の充実を図るため、1か所の拠点から複数施設の操作が可能となる遠隔操作に段階的に移行すべきであるとの考えが示されております。県として、国の動向に注意していくこととしております。

一方、この移行には時間がかかると想定されます。このため、当面の対応としては、例えば洪水時に水門や河川を管理している、国、県、市などの間でホットラインをつなぎ、リアルタイムな情報を共有するなど、適正かつ迅速な水門管理に向けて、どのような体制が構築できるか検討してまいります。

引き続き、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、流域治水の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）滑川厚生部長。

〔滑川哲宏厚生部長登壇〕

○厚生部長（滑川哲宏）私からは、脳脊髄液減少症に関する御質問にお答えいたします。

脳脊髄液減少症につきましては、御指摘ありましたように、その

認知度の低さ、また保険診療を行っている医療機関が限られている、こういったことから、患者やその御家族には、診断や治療に当たって不安をお感じの方がいらっしゃると思います。

県におきましては、脳脊髄液減少症の症状をホームページで分かりやすく紹介しておりますほか、患者支援団体等が行う勉強会などにつきましては、公的病院や医師会、学校等にも御案内するなど、周知啓発に努めております。また、県内の公的病院での診断、治療の実施状況や、その内容を定期的に確認し、保険診療によります硬膜外自家血注入療法、ブラッドパッチ療法ですけれども、これを含む診療が可能な医療機関などについて、これをホームページで御案内しているところでございます。

また、難病相談・支援センターにおいて、その相談を受け付けておりまして、そこでは医療機関情報に加えて、患者会の連絡窓口を御案内するなど、円滑な受診と当事者同士の支え合いにも配慮しているところでございます。

県といたしましては、引き続き様々な形での情報提供に努めますとともに、患者団体の皆様からの思いもお聞きしながら、県民や医療従事者に対する普及啓発や、患者とその御家族の方々への相談支援に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎） 広島教育長。

〔広島伸一教育長登壇〕

○教育長（広島伸一） S O S の出し方教育プログラムについてお答えいたします。

近年、児童生徒が抱える悩みは多様化、複雑化に加えまして、表

面化しにくくなっていると捉えられております。児童生徒が悩みをできるだけ早期に表に出せる仕組みづくりが急務になっております。

このため、県教育委員会では、昨年度、児童生徒が助けを求める力を身につけるため、富山県版ＳＯＳの出し方に関する教育プログラムを作成いたしました。

このプログラムの特徴といたしましては、児童生徒にとって分かりやすく理解が進みますよう、教員研修資料と小学校高学年から高校までの児童生徒を対象とした５つの指導案、そして授業の例をセットで各学校に提供することにより、多くの教員がプログラムの担い手となること、またスクールカウンセラーと教員が協働して、児童生徒を対象とした課題の未然防止教育に関する授業、これをチーム・ティーチングで行う方式を採用していることが挙げられるかと思えます。

県教育委員会では、年度初めの校長・教頭研修会をはじめまして、生徒指導主事研修会や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会など機会を捉えまして、プログラムの活用について周知を図りますとともに、このプログラムの実践のため、スクールカウンセラーの配置時間を各校２時間割り当て、普及に向けて取り組んでおります。

今後、現場の好事例を関係者間で共有しますほか、年度末には各校における活動の効果検証も行うなど、本プログラムによりまして、児童生徒の助けを求める力を育み、早期相談、対応、支援という流れを確立してまいります。

○議長（筱岡貞郎）山本徹議員。

〔35番山本 徹議員登壇〕

○35番（山本 徹）最後に、教育環境の充実について質問いたします。

コロナウイルスの蔓延によりまして、県立高校の学生食堂は大きな打撃を被りました。今も、順調に復活しているとは言えない状況にあります。

現在、全日制高校34校のうち、13校に食堂が設置されておりますけれども、昨今の物価高、人件費の高騰によって厳しい運営を余儀なくされております。ワンコインで満腹になるというビジネスモデルは、崩壊しつつあるのです。

本県の学生食堂は、学校側はもちろん、PTAや地元有志の熱意と努力によって運営されています。ある高校では、まさに地域課題の解決、探究教育の一環として、生徒も交えて学生食堂を考えたりもしています。

毎朝の弁当作りは、保護者にとって重い負担です。週に1回でも2回でも学生食堂が使えれば、かなり楽になると思われます。学食は家庭の負担軽減としての側面も持っているのです。多忙な先生方にとっても同じことが言えると思います。

毎日、お弁当を作ってもらえる生徒ばかりではないという現実はどう向き合うのか、学食の崩壊は、単にうどんが食べられなくなったというレベルの話ではなく、学校現場における格差の拡大を意味しています。

しかし、やりようによっては、学生食堂は他校との差別化や魅力創出に貢献することもできると思います。令和の学食の在り方と機能について、じっくり考えてみるべきではないでしょうか。

教育環境の充実の一環として、食堂の維持充実に向けて、県として支援すべきと考えますが、広島教育長の所見をお聞きいたします。

次に、タブレットについてお聞きします。

昨年度から、タブレットの購入費は保護者負担となりました。うちは、双子でございましたので大変苦労いたしました。

P T A 関係者の方々にお願いして、ちょっとしたアンケートを取らせていただきました。回答数は37、12校の保護者の皆さんに御協力いただきました。この場を借りて感謝申し上げたいと思います。アンケートの内容ですが、授業でタブレットを使いますか、頻繁に使う24、月に2、3回使う7、年に2、3回使う0、ほぼ使わない6。宿題や家庭学習でタブレットを使いますか、頻繁に使う13、月に2、3回使う15、年に2、3回使う0、ほぼ使わない9、という結果になりました。

タブレットは、本来、数年かけて段階的に導入される予定でしたが、コロナ禍の一斉休校で日本のオンライン教育の遅れが露呈。これによりまして、地方創生臨時交付金が投入され、高校への配備が一気に進みました。

今年度、国の交付金終了に伴って保護者負担へと切り替える自治体が増えています。しかし、いまだ公費負担で頑張っているところも少なからずあるのも事実です。保護者負担にする以上、しっかり活用してくださいね、でないと保護者の理解が得られませんよと、我が党からも申入れしたはずですが、残念ながら学校現場で活用にばらつきが見られます。

交付金というはしごを外し、あとはそれぞれやってくださいとし、そのため都道府県間の教育費格差を生んだ国の責任については、また別の機会に追及するとして、富山県教育委員会としては、全ての学校で十分に活用されるよう取り組むべきだろうと思います。

県内高校でのタブレット活用の状況と、今後のさらなる活用の促進につきまして、広島教育長にお聞きします。

最後でございますけれども、今ほど申し上げましたように、各校でいろいろなこの施策の受け止めや、その活用にばらつきがございます。

新時代とやまハイスクール構想は、大きな構想、大きな理念であり、大変議論が進んでおりますけれども、それぞれの学校現場で理解され、実装されなければ意味がないと思っております。

目指すべき姿を、各学校レベルで今後どのように落とし込んでいくのか、実効性を高めるための工夫が必要と考えますが、広島教育長にお聞きします。

○議長（筱岡貞郎）広島教育長。

〔広島伸一教育長登壇〕

○教育長（広島伸一）3問いただきましたうち、まず高校の食堂についてお答えいたします。

全日制高校の食堂は、各学校におきまして、生徒、保護者の要望や利用実態を踏まえ、PTAや教育振興会、また地域の方などの熱意、御尽力により運営が維持されているものと承知しております。

また、食堂は生徒の健康維持や交流など、学校生活の充実に一定の役割を果たし得る場所と考えられ、これまでも学校においては、地元食材を使った季節メニューの提案や地元との調整、保護者、生徒への利用の周知などに努めてまいりました。県教育委員会でも、食堂に使う施設の使用料減免なども行ってきたところでございます。

こうした中、御指摘ございましたが、近年、食堂の運営を終了する事例がありまして、令和3年には19あったものが、現在は先ほど

御指摘がありましたとおり、13校になっております。この理由でございますが、学校からは、生徒数の減少、このほか生徒の昼食スタイルが多様化し、弁当の持参やコンビニエンスストアの利用が増えていること。また、昼食はパンで簡単に済ませ、余白の時間を運動や自主活動に充てるといったような、こういった昼休みの過ごし方が多様化している。これらのことが組み合わさって、利用者数が減っているという事情があると承っております。

また、食堂の運営側からは、やはり食材費や光熱費、人件費など、コストが上昇しており、昼休みだけでは採算が取れるだけの利用の確保が難しいことが課題であると聞いております。

全日制高校における食堂の設置や運営に対する支援につきましては、議員からいただいたように、関係者の方々、多くの御意見があると承知しております。学校の魅力化、または学校内の他の施設の充実との観点、そして学校間のバランスなど整理すべき課題があるかと思えます。全国の状況なども踏まえまして検討を進めてまいります。

次に、タブレット端末の活用についてお答えいたします。

県立高校におきましては、これまでもタブレット端末をオンライン上での意見交換、発表資料の同時編集、探究活動における情報収集やデータ分析など、個別最適な学びや協働的な学びを支えるツールとして活用を進めてきたところです。

最近では、生成AIを分析に活用する場面など、タブレット端末を活用した新たな授業が行われ、学習効果の向上に役立っているとの報告がございます。その一方で、御指摘にもつながることかと思いますが、教員の指導方法や活用スキルといった課題があるほか、

高校におきましては、学習支援ツールのバリエーションなどの違いにより、学習内容の理解や定着を効果的に支える場面が小中学校より限定的な状況であるということも聞かせていただいております。

こうした中ではございますが、県教育委員会といたしましては、国から示されておりますデジタル学習の指導例や、中央教育審議会による次期学習指導要領に向けての論点整理なども参考に、教科の学習に加えまして、総合的な探究の時間や放課後学習でも、タブレット端末の活用が進むよう要請していきたいと考えております。

また、昨年度県総合教育センターで、生成ＡＩ関連の教員研修を行いました。定員を大きく超える応募があったところでございます。

こうしたことも踏まえ、今年度は定員を大幅に拡大したところでございますが、教員のタブレット端末の活用技術を学ぶ機会の拡充、また学校間における好事例の共有も図りまして、生徒がタブレット端末を有効活用できますよう、県立高校全体で取り組んでまいります。

最後に、ハイスクール構想の浸透についての御質問にお答えいたします。

新時代とやまハイスクール構想につきましては、これまでも地域の教育を考えるワークショップへの校長や教員の参加、教員アンケートの実施、若手教員を対象としたグループトークの開催などを通じて、様々な声の把握に努め、検討に生かしてまいりました。また、昨年度、県立高校の若手教員有志から、高校教育改革の提言書を頂きました。提言に示された大学、企業と連携したものづくりラボの開設や、生徒が運営いたします地域公開イベントの開催など

につきましては、今後の学校づくりの取組例として、実施方針に盛り込んだところです。

実施方針につきましては、1月の策定後、教職員への周知に当たり、特に若手教員に自分事として考えてもらえるよう、県校長会等、機会を捉えて伝えてきております。

こうした中ですが、国の高校教育に係る基金事業や交付金事業が創設されることとなりました。これを活用して、実施していく本県の今後の取組は、それぞれの高校でのハイスクール構想の推進、目指す姿の定着に寄与するものとしていきたいと考えております。

また、現在検討を進めております第1期設置方針の取りまとめ後には、その内容を教職員と共有しながら、現場の教員と共に、学校ごとに具体的なスクール・ポリシーの策定や教育課程の編成などを進めていくことになります。

その際には、教員研修の充実、また外部人材の活用なども通しまして、各学校における推進体制の整備を図り、学校現場の理解を深めながら構想の着実な推進に努めてまいります。

以上になります。

○議長（筱岡貞郎）以上で山本徹議員の質問は終了しました。

以上をもって本日の一般質問、質疑を終了いたします。

これをもって、県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を終了いたします。

＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ：

常任委員会への審査付託

○議長（筱岡貞郎）次に、ただいま議題となっております議案第71号から議案第87号まで及び報告第4号については、お配りした議案付

託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＝ ： ＝＝ ： ＝＝ ： ＝＝ ： ＝＝ ： ＝＝ ： ＝＝ ：

議 員 提 出 議 案 第 6 号

○議長（筱岡貞郎）次に、日程第3、議員提出議案第6号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

宮本光明議員。

〔36番宮本光明議員登壇〕

○36番（宮本光明）議案提出者を代表いたしまして、議員提出議案第6号の提案理由の説明をいたします。

条例案文は、お手元に配付してあるとおりでございます。

令和7年6月以降7回にわたる各会派代表者会議での協議の経過を申し上げ、次回の県議会議員選挙に向けた議員定数等の見直しについて、議員各位、さらには県民各位の御理解と御賛同を得ようとするものであります。

公職選挙法上、各選挙区における議員定数は人口に比例して定めることを原則としています。しかし、平成19年の県議会議員選挙において、議員総定数を45人から40人に削減して以降、20年の間に人口の減少や偏在が一層進む中においても、地域間の均衡を考慮して、同法第15条第8項ただし書の特例を適用しながら、各選挙区の定数を維持してまいりました。

令和7年10月現在の県の推計人口を用いて、議員定数を試算したところ、現状の議員定数を維持した場合、次回選挙において特例を適用する選挙区が約半数に増え、加えて人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区よりも少なくなるという逆転現象も発生いたし

ました。

こうした状況を改善するため、我が会派は定数の見直しを行う必要があるとして、総定数については、現行から２人減員し、３８人とすること、各選挙区の定数については、現行の各選挙区の定数に配慮しつつも、特例の適用を最小限に抑えるため、長らく特例を適用してきた高岡市選挙区及び下新川郡選挙区の特例適用をやめ、高岡市選挙区、下新川郡選挙区でそれぞれ１名減とすることを主張してまいりました。

また、富山市第１、第２選挙区については、市町村合併後２０年以上を経過し、１行政区として合区する議論もありましたが、人口減少に伴う中山間地域が抱える課題を県政に反映する必要性に加え、１人区もある中、合区でより定数が多い選挙区ができることになり、選挙区ごとの定数の差がさらに拡大することから、合区は行うべきでないと主張いたしました。

昨年１２月には、武田前議長から、総定数を３８人とし高岡市、下新川郡各選挙区で１人減とすること。富山市第１、第２選挙区は、合区せず維持することとする議長案が示されましたが、残念ながら各会派の合意による意見集約には至らず、当該議長案をもって議長裁定とされたところであります。

その後、５月２９日に公表された令和７年国勢調査の人口速報集計結果に基づき、各選挙区の定数を算定したところ、篠岡議長はこれまでの方針を変更する必要はなく、本定例会での条例改正の手続を進めるべきと決断され、６月１０日に開催した７回目の各会派代表者会議において、その旨を説明されたところであります。

以上、各会派代表者会議での協議の状況も踏まえ申し上げました

が、具体的な見直しの内容といたしましては、以下の３点であります。

第１に、総定数は現行の４０人から３８人に２人減といたします。

第２に、各選挙区定数につきましては、高岡市選挙区を現行の７人から６人に、下新川郡選挙区を２人から１人にそれぞれ１人減ずるものであります。

第３は、富山市第１、第２選挙区につきましては、合区とせず現行のとおりとしております。

また、選挙区の名称につきましては、県民の皆様に分かりやすくするために、中新川郡選挙区を舟橋村、上市町及び立山町選挙区に、下新川郡選挙区を入善町及び朝日町選挙区に改めるものであります。

本議案は、目まぐるしく変化する時代への対応と、地域が抱える課題を丁寧に県政に反映させる必要性を十二分に考慮し、決断したものであることを申し上げ、提案理由の説明といたします。

何とぞ、皆様方の御理解と御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（筱岡貞郎）これより、議員提出議案第６号に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第６号につきましては、会議規則第３９条第４項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（筱岡貞郎）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：

報 告

○議長（筱岡貞郎）次に、本日、地方創生産業委員会が開催され、委員長に種部恭子議員が互選されましたので、御報告いたします。

＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：

○議長（筱岡貞郎）次に、お諮りいたします。

議案調査のため、明6月19日及び23日は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（筱岡貞郎）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次に、議会の日程を申し上げます。

6月22日及び24日は予算特別委員会を、25日は常任委員会及び議会運営委員会を開催いたします。

次回の本会議は6月26日に再開し、諸案件の審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時11分散会